

『少年に奪われた人生』

藤井誠二 朝日新聞社 2002年 1300円＋税

罪とは……

坂田三允 (群馬県立精神医療センター看護部長)

長崎で起こった12歳の少年の幼児殺害事件は、改正されたばかりの少年法の意味を再度問うことになるのだろうか。私には詳しいことはわからないが、2001年に改正された少年法では、逆送致できる年齢が16歳から14歳に引き下げられることの是非がしきりに論議されたと記憶している。少年法が「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行なう」ことを目的としていることはいうまでもない。それはすなわち加害少年を保護するということであり、家裁で審判された少年事件に関しては、被害者および遺族といえども一切の情報から遮断されてしまう。なぜ自分が、あるいは自分の愛する者が被害者にならなければならなかったのか、そしてその加害者がその後どうなったのかについても知ることはない。

本書は、そのような少年法の壁と闘っている少年犯罪の被害者の方たちの声を丹念に拾い集めたルポルタージュである。その紹介文によれば、著者は「当事者に伴走しながら綿密な取材と調査をもとに社会矛盾をえぐるルポルタージュを手がけている」ノンフィクションライターであるという。ここで取り上げられているのは、必ずしも有名な事件ばかりではない。新聞の全国版ではベタ記事にもならなかったようなものもある。しかし、それがどのような事件であっても、読み進むにつれて、「司法」というものに対する苛立ちと怒りがこみ上げてきた。

もちろん、犯人である少年たちに対して腹が立たなかったわけではない。ことに山口県で起

こった母子殺人事件の犯人に対しては、被害者の夫の気持ちががいやというほどに伝わってきた。「赤ん坊は母親の肩にすがって泣いていました。最初はあやしましたが、泣きやみません。今度は両手で抱えあげて絨毯に頭からたたきつけました。一瞬、泣き声がやみました。それでも、また赤ん坊はハイハイして死んだ母親の肩のところに行った」、だから静かにさせなくちゃまずいと思って、この少年は絞め殺すのである。そして、被害者の財布を盗み現場付近のゲームセンターで遊ぶのだ。

無期懲役の一審判決後、友人に書いた手紙には「勝って修行、出て頭を下げる。そして晴れて『人間』さ。オレの野望は小説家(中略)五年+仮で八年は行くよ。どっちにしてもオレ自身、刑務所のげんじょーにきょうみあるし、速く出たくもない」と書く。それでもなお裁判官は「未熟な段階にあり、可塑性を残している。矯正教育は不可能ではないであろう」と判断する。

ここにあるのは、国家対加害者という図式だけである。国という集団の秩序を保つために、法によって、行なってはならないことが定められている。だから、してはならないことを行なった場合には、国によって裁かれる。しかし、罪とは、いったい誰に対する罪なのか。誰に対して罪は償うべきものののだろうか。一般的に、法廷に遺影を持ち込むことは禁止されている。それは被告の少年が遺影を見て動揺し、尋問に支障が出るのではないかという配慮からだそうだが、せめて、命を奪った相手の顔を見て激しく動揺してほしいと私は思う。▲



さかた・みよし

2か月に1度この連載を書くのに、四苦八苦しています。ピーンとくる本に出会うまで、結構時間がかかって……。でも、1度手にした本は、おもしろくてもおもしろくなくても最後まで読むという習慣が身についてしまいました。これはいいことなんじゃないかな？

●群馬県立精神医療センター：〒379-2221 群馬県佐波郡東村大字国定 2374